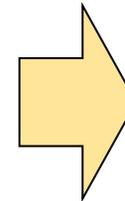


<現状>

適用除外とすべきもの	法第 16 条に基づく届出		景観地区 の認定申請	景観形成 地区の届出
	特定地区 以外	特定地区		
ア 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る部分の面積が 10 平方メートル以下のもの	×	○ 条例	○ 条例	○ 規則
イ 仮設の建築物で延べ面積が 10 平方メートル以下のもの	×	△ 条例	△ 条例	△ 規則
ウ 地下に設ける建築物	×	○ 条例	○ 条例	○ 規則
エ 景観重要建築物等（第 30 条第 1 項により指定された建築物等）	×	×	×	×
オ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為	○ 法	○ 法	×	○ 条例



<改定後>

適用除外とすべきもの	法第 16 条に基づく届出		景観地区 の認定申請	景観形成 地区の届出
	特定地区 以外	特定地区		
ア 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る部分の面積が 10 平方メートル以下のもの	○ 条例に規定	○	○	○
イ 仮設の建築物で延べ面積が 10 平方メートル以下のもの	○ 条例に規定	○ 条文を訂正	○ 条文を訂正	○ 条文を訂正
ウ 地下に設ける建築物	○ 条例に規定	○	○	○
エ 景観重要建築物等（第 30 条第 1 項により指定された建築物等）	○ 条例に規定	○ 条例に規定	○ 条例に規定	○ 規則に規定
オ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為	○	○	○ 条例に規定	○

○：適用除外として規定されている。
 ×：適用除外として規定されていない。
 △：仮設建築物で延べ面積が 10 平方メートルを超えるものも適用除外になっている。